

ふ 高 第 1592 号  
平成 27 年 12 月 24 日

居宅介護支援事業所等管理者 様

ふじみ野市健康医療部高齢福祉課長

介護保険関係申請書類に係る個人番号（マイナンバー）の取扱いについて  
（通知）

保健福祉行政の推進については、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「マイナンバー法」という。）が成立し、本年 10 月から市民の皆様へマイナンバーが通知されるなど、マイナンバー制度が動き出したところで

す。  
介護保険分野においては、介護保険法施行規則で記載事項が規定される申請書類等にマイナンバーを記載するよう改正が行われ、厚生労働省から事務取扱に係る留意点（平成 27 年 12 月 15 日発出「介護保険分野等における番号制度の導入について」）が示されました。

このため、本市におきましても平成 28 年 1 月から介護認定申請書など介護保険の申請書類にマイナンバーの記載欄を設け、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

つきましては、本改正内容について御了知のうえ、要介護認定等の申請手続きを代行して行う際は、御留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1 平成 28 年 1 月からマイナンバー記載欄を設ける申請書類

(1) 認定・資格・保険料関係

- ・介護保険要介護認定・要支援認定申請書
- ・介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書
- ・介護保険住所地特例 適用・変更・終了届
- ・介護保険被保険者証等交付・再交付申請書
- ・介護保険料徴収猶予・減免申請書

(2) 給付関係

- ・介護保険居宅介護（支援）サービス費等支給申請書
- ・介護保険特例居宅介護サービス費等支給申請書
- ・介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書
- ・高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担証明書交付申請書
- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・介護保険負担限度額・特定負担限度額差額支給申請書

- ・介護保険特定負担限度額認定申請書（旧措置入所者に関する認定申請）
- ・介護保険利用者負担額減額・免除申請書
- ・介護保険支払方法変更（償還払い）終了申請書
- ・介護保険給付額減額免除申請書
- ・介護保険サービスの種類指定変更申請書
- ・介護保険利用者負担額減額・免除等申請書（旧措置入所者に関する認定申請）
- ・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ・介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書
- ・介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請書

※当課ホームページからダウンロードサービスにより提供している様式については、平成27年12月28日午後5時15分以降に新様式の掲載を開始しますので御活用ください。

## 2 適用日

平成28年1月1日以降の申請分から、原則としてマイナンバーの記載を求めます。適用日以降は、マイナンバー記載欄のある新様式を使用してください。

なお、当面の間は旧様式の使用も認めますが、その場合は各申請書類の右上空白部分にマイナンバーを記載してください。

## 3 原則的な運用方法について

介護保険制度においては、基本的に被保険者本人からマイナンバーの提供を受けることとなります。この際、介護保険法第27条第1項に基づき、要介護認定申請を代行する場合など、介護事業者等が被保険者本人に代わって、マイナンバーが必要な申請書を提出することが多分に想定されます。

つきましては、介護事業者等において申請手続を代行するときは、次のとおり対応してください。

マイナンバー法の規定により、市の窓口において、申請書類の受付に際して、申請者が代理人のときは、「(1) 代理権の確認」を行います。また、代理人の「(2) 身元確認」と、記載されたマイナンバーが正しいかどうかの「(3) 番号確認」を行います。

なお、本市においては、原則、申請ごとにマイナンバーの記載を求め、上記の書類確認を行うこととしますので、申請代行につきまして御協力をお願いします。

### (1) 代理権の確認

法定代理人の場合は戸籍謄本その他その資格を証明する書類の確認により行い、

任意代理人の場合は委任状により行いますが、これらのほか、被保険者本人の介護保険被保険者証など官公署等から本人に対して一に限り発行された書類等により確認します。

※ 介護保険法第27条第1項に基づく要介護認定申請については、申請書の提出代行欄に事業者の名称を冠し記名押印するものであり、申請書で代理権の確認を行っているため、「代理権の確認」及び「代理人の身元確認」書類は必要ありません。ただし、窓口に来られる方が当該事業所に所属していることが確認できる書類（従業員証等）は必要となります。

※ これまで委任状を要していなかった申請についても、申請書にマイナンバーを記載することになったことにより、平成28年1月以降は委任状等が必要になりますので御注意ください。

例：介護保険被保険者証等交付・再交付申請（負担割合証も含む）、介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請、介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請 等

## (2) 代理人の身元確認

代理人の個人番号カード、運転免許証等を提示していただきます。

介護事業者による代行申請の場合は、居宅介護支援専門員証等が考えられます。

## (3) 本人の番号確認

被保険者本人の「個人番号カード（又は写し）」、「通知カード（又は写し）」若しくは「マイナンバーが記載された住民票」の写し等の添付が必要です。

## (4) その他注意点

- ・ 郵送で申請手続を行うときは、上記(1)(2)(3)を確認する書類の写し（委任状は原本）を添付してください。
- ・ 本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合には、申請書のマイナンバー欄は空欄のまま預かってください。その際、書類の写しの添付は必要ありません。

## 4 留意事項

- ・ 申請書へのマイナンバー記入は、基本的に被保険者が行いますが、本人による記入が難しいときは、ケアマネージャー等が代筆しても差し支えありません。
- ・ 居宅介護支援事業所や介護保険施設の職員が代行申請を行うことは可能ですが、この場合、代理人は代理権の範囲内（申請行為の授権のみ）で業務を行うこととなるため、これを超える範囲で利用者のマイナンバーを取扱うことは認められていません。
- ・ このため、委任の範囲を超えて、申請時に視認した利用者のマイナンバーを記

録、コピーして保管するなどの行為がないよう十分に注意してください。例えばマイナンバーを記載した申請書類の写しを事業者にて保管する必要がある場合は、マイナンバーの記載を復元ができない程度に抹消する必要があります。

- ・ 「番号確認」書類には写しの添付が必要ですが、介護保険事業者が利用者の個人番号カードを預かるなどしてコピーを取ることは、マイナンバーの取扱上適当でないため、被保険者自ら書類の準備（コピーのうえ代行事業者へ渡すこと）が困難なときは、書類の添付を必ずしも要しません。
- ・ 申請書類については、本市への提出までの間、一時的に預かる場合が想定されますが、紛失や盗難のリスクを十分に認識したうえで厳重な保管対策を講じるなどの対応をお願いします。

## 5 申請代行時の配慮

適用日（平成28年1月1日）以降は、原則、マイナンバー記載が必要ですが、利用者が高齢者であること等に鑑み、申請代行時の対応について配慮を行い、次のような場合は、マイナンバー欄を空欄として預かることもやむを得ません。市職員が当該申請者のマイナンバーを確認して記載します。

- ・ 被保険者が自己のマイナンバー記入を拒否している場合、記入が必要であることを説明してもなお協力が得られないとき。
- ・ 直ちに保険給付を必要とする被保険者が、通知カードを紛失するなど、申請書類へのマイナンバー記載ができず、通知カードの再取得手続も困難な独居者や家族が遠方にいる場合など速やかな手続に支障があるとき。
- ・ その他、上記に類する事情があるとき。

## 6 参考資料

- ・ 介護保険最新情報 vol. 506
- ・ 介護事業者等において個人番号を利用する事務について

※当課ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

問合せ

○認定・資格・保険料関係 担当 介護認定係 電話 262-9037

○給付関係 担当 介護支援係 電話 262-8131